## 新型インフルエンザ等対策にかかる体制の強化について

- 変更点
  - ・新型インフルエンザ等発生の疑いを把握した初動期に自然災害と同様 に「警戒本部」を設置し、体制を強化する。
  - ・改定県行動計画に警戒本部の設置について記載する。

  - (※設置要綱や構成部局等、具体的な内容は県行動計画改定後、協議)
- 2 現状 ○平時
  - 「滋賀県新型インフルエンザ等対策会議」(任意)
  - ・新型インフルエンザ等の発生に備えた情報共有を目的
  - ○発生時(政府対策本部が設置された場合) 「滋賀県新型インフルエンザ等対策本部(法定)
  - ・政府対策本部が設置された場合、特措法に基づき設置
  - ・県の対策を協議することが目的
- 課題
  - ・初動期(政府対策本部が設置されるまで)に県の対応を協議する会議体がない。
  - となっており、知事公室や健康医療福祉部のみでは対応が難しいことが想定される。このため、BCPを発動し他部局から応援職員を求め るなど、全庁体制に切り替える必要がある。

型インフルエンザ等発生時においても初動期の長期化が予想される。				
対策時期	現行	改定案		
<b>生</b> 借 田	新刑インフルエンザ等対策	<b>新刑インフルエンザ</b>		

刈束吁别	現	以疋条
準備期	新型インフルエンザ等対策	新型インフルエンザ等対策
(平時)	会議(議長:副知事)	会議(議長: <u>○○</u> )
初動期		新型インフルエンザ等警戒
(感染症の急速なまん延お		<u>本部(本部長:○○)</u>

- (感染症の急速なまん延お よびその可能性のある事態
- を探知して以降、政府対策 本部が設置されて基本的対
- 処方針が定められ、これが

実行されるまでの間) 対応期

新型インフルエンザ等対策 本部(本部長:知事) (基本的対処方針に基づく 対応が実行されて以降)

新型インフルエンザ等対策 本部(本部長:知事)

【行動計画(案)】

(実施体制) 2-1.新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

③ 県は、一般相談のコールセンターを設置する必要が生じるなど、発生した感染症が 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性が相応に高まった場合は、政府対策本部 の設置前であっても、滋賀県新型インフルエンザ等警戒本部を設置する。(知事公室、

健康医療福祉部、その他全部局)

④ 県は、警戒本部を設置後、準備期に整理した業務継続計画に基づき、事業の見直し を実施する。(全部局)

・改定政府行動計画では、初動期に、国からコールセンター(一般相談窓口)や受診相談センター(各保健所等)の設置を求められること ※新型コロナ対応においても、陽性者国内初確認から、特措法に基づく政府対策本部が設置されるまで2カ月以上を要しており、次なる新 【参考】自然災害時 危機管理員会議等 • 平時 ・県内で震度5弱・強の地震 ・南海トラフ地震に関連する情報(臨時) ・県内の全域で大雨、洪水、暴風警報が全 災害警戒本部 (本部長:副知事) ・2以上の土木事務所管内の市町で土砂災 害警戒情報が発表 ・その他副知事が必要と認めたとき等 ・災害救助法の適用災害 災害対策本部 ・県内で震度6弱以上の地震、長周期地震動 (本部長:知事) 階級4、特別警報 ・警報が発表され、知事が必要と認め たとき等

## (参考) 新型コロナ時の対応時系列

年月日	中国・WHO・国の動き	当時の県の動き
2019年 12月31日	【中国】武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生を市当 局発表	
1月5日	【WHO】国際保健規則に基づき各国に原因不明の肺炎のクラスターに関する詳細情報を共有	
1月14日	【WHO】限定的なヒト-ヒト感染の可能性を発表	
2020年 1月16日	【国】陽性患者国内初確認	
1月27日		新型コロナウイルス感染対策連絡会議設置 ※任意設置
1月29日		新型コロナウイルス感染対策本部設置 第1回対策本部員会議開催 ※任意設置
1月30日	【国】新型コロナウイルス感染症対策本部設置 ※任意設置	
2月4日		第2回対策本部員会議開催
2月25日		第3回対策本部員会議開催
2月28日		第4回対策本部員会議開催 県立学校の臨時休業を決定
3月2日		県立学校の臨時休業(~3月24日まで)
3月5日		第5回対策本部員会議開催 県内初の陽性患者を確認
3月11日		新型コロナウイルス感染症対策調整会議設置
3月12日		第6回対策本部員会議開催
3月13日	【国】新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等とみなせるように改正する新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)が成立、翌日施行	
3月23日		第7回対策本部員会議開催
3月26日	特措法に基づく政府対策本部が設置	特措法に基づき、本県も法定の対策本部に移行。